



## NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788  
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

## NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN  
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

総会議長  
吉高 叶  
総幹事  
大嶋果織

Rev. Kano YOSHITAKA  
Moderator  
Rev. Kaori OSHIMA  
General Secretary

### NCC8月 平和のメッセージ

#### 「悪から離れ、善を行え。/平和を求め、これを追え」詩編 34:15

2024年8月の平和メッセージを、わたしたちは悔い改めから始めたいと思います。それは、わたしたちが「すべてのいのちは尊い」と言いながら、実際には「不良な子孫の出生防止」を最初の目的に掲げた旧優生保護法（1948-1996年）への批判的視点を持つことができず、それゆえに、障がい者や病者に対する人権侵害に加担してしまったことへの悔い改めです。

NCCは1950年にアメリカから宣教師を迎え、10か月にわたって「近代的で民主的な家庭」を作っていくための講習会を全国で開催しました。この活動の中で、宣教師は、結婚相手の条件のひとつに感染症や遺伝性の病気を持っていないことを上げ、結婚前の「身体検査」の必要性を説きました。障がい者や病者は結婚を「差し控えるべき」としたのです\*。NCCはこの宣教師の活動を全面的に受け入れ、特別に感謝状を贈りました。

その後、活発に活動を続けた家庭新生活運動委員会は、1964年のNCC第17回総会に「家族計画ならびに人工妊娠中絶に関する声明書」を提案しました。この声明は、禁欲や避妊による受胎調節によって人工妊娠中絶を減らそうと呼びかけるものでしたが、その際、受胎調節が許される場合のひとつに、「健康な子供が生まれ得ないと予想したとき」を挙げました\*\*。障がい者や病者は、できるなら生まれてこないほうがよいという考えを示したのです。総会はこの声明書を可決しました\*\*\*。

この1950年代から60年代は、旧優生保護法の規定に基づき、障がい者や病者をはじめ、淘汰されるべきとみなされた人々に対する強制不妊手術が国を挙げて推進されていた時期です。貧しい家庭に生まれ、知的障害があるとされたある女性は16才の時、連れていかれた診療所で説明もなく麻酔を打たれ、卵管を縛る不妊手術を施されました。旧厚生省は、身体拘束、麻酔薬、騙しの手法を許していたのです。

現在も後遺症に苦しむこの女性は、旧優生保護法が母体保護法に改正された翌年(1997年)から、旧優生保護法を問う活動をしてきた人々と共に旧厚生省に被害を訴え、謝罪と補償を求め始めました。その粘り強い活動は次第に周囲の人々を巻き込み、2018年には初めての国家賠償請求訴訟が提起されます。各地の訴訟がそれに続き、さまざまな事実が明らかになっていきました。

今、その中からいくつかを挙げると、旧優生保護法下の48年間で行われた不妊手術は約2万5千件、その内、同意無しは約1万6千件。ただし、同意を強要した場合が多数あったことを考えると、同意・不同意を分ける意味はないように思います。対象になった人たちの性別は女性3に対し男性は1。中には9才の子どもも含まれていました。また、認められていなかった睾丸や子宮摘出も実施されており、危険なレントゲン照射が学術目的の特例として、つまり実験として認められたことも分かっています。

本年7月3日、最高裁判所大法廷は、旧優生保護法は憲法が保障する「個人の尊厳と人格の尊重」並びに「法の下での平等」を侵害し、「立法時点で違憲だった」との判断を下しました。そして、「除斥期間」（不法行為から20年経過すれば賠償請求権が消滅する）を認めることは著しく正義・公平の理念に反するとして、国の主張を退けたのです。この判決を受けて、岸田首相は原告らと面会して謝罪すると共に、除斥期間の取り下げを表明しています。次の国会では謝罪決議がなされる予定です。



## NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788  
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

## NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN  
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

総会議長  
吉高 叶  
総幹事  
大嶋果織

Rev. Kano YOSHITAKA  
Moderator  
Rev. Kaori OSHIMA  
General Secretary

1948年から48年間続いた苦難の期間と、その後の27年に及ぶ被害者たちの闘いに思いを馳せる時、わたしたちは犯した罪の重さに体が震えます。旧法制定当時、「淘汰されてよい劣った者」を特定し、強制的に生殖機能を奪うことは人権侵害であり、憲法違反ではないかと問う人々がいたというのに、NCCはなぜそのような考えることが出来なかったのでしょうか。

旧優生保護法の前身は、1940年に制定された国民優生法です。国民優生法は戦争遂行に必要な人口増強のため、「遺伝性疾患の素質を持つ者」への不妊手術を可能にし、「健全な素質を持つ者」への人工妊娠中絶を制限しました。戦後になると、復興のために引き続き「質の劣化防止」が、そして、これまでとは反対に人口の抑制が必要だとして、強制不妊手術と人工妊娠中絶を可能にする優生保護法が制定されたのです。

国民優生法と優生保護法は、どちらも「国家のため」という点で共通しています。前者は天皇主権の下で、後者は国民主権の下で制定されたというのに、その考え方において両者は地続きなのです。NCCが後者の問題を認識できなかったのは、「国家のため」という戦前からの思考形態と決別できなかったからにほかなりません。性と生殖の領域においては、NCCの戦前は終わっていないのです。

今日、わたしたちは、冒頭で明らかにしたNCCの過去の活動や声明が障がい者や病者を差別するものであったこと、それによって優生保護法下の強制不妊という人権侵害に加担してしまったこと、そして、長い間そのことに気づかず、放置してきてしまったことを心から反省し、謝罪します。そのうえで、わたしたちは今一度、どんなひとりも神さまに祝福された大切な存在であり、いのちに優劣はないことを確認し、わたしたちの戦前に決別したいと思います。

そのようなわたしたちの前で、今、「不都合なヤツは消せ」と凄惨な殺戮が繰り返されています。ミャンマーで、ガザで、子どもたちのいのちさえも容赦なく踏みにじられています。ロシア・ウクライナ戦争は終わりが見えません。また、「利用できるものは利用し尽くせ」と弱い立場におかれた人々が徹底的に搾取されています。軍事化が進められる沖縄島を含む「南西諸島」では人間関係も環境も破壊され、平和が脅かされています。日本で働く外国人は依然として劣悪な条件の下、不安定な生活を強いられ、命からがら日本にたどり着いた難民たちはいつ追い出されるか、怯えながら暮らしています。さらに、「不都合な事実はごまかし通せ」と過去の歴史が捻じ曲げられ、隠蔽されています。群馬県立公園にあった朝鮮人強制連行犠牲者追悼碑は県によって暴力的に排除され、日本の侵略戦争を正当化し、日本軍性奴隷制はなかったとする歴史教科書が国の検定を通り、佐渡鉱山の世界遺産登録では朝鮮人の動員や労働の強制性が巧妙にごまかされているのです。

このような現実を生きるわたしたちに、聖書の言葉が響きます。

「悪から離れ、善を行え。/平和を求め、これを追え。」詩編 34:15

いのちを踏みにじる悪ではなく、いのちを活かす善を行う者でありたいと切に願います。自己吟味を重ねつつ、神さまの助けを信じて歩んでまいりましょう。あきらめないうで、平和を求め、平和を追い続けましょう。

2024年8月

日本キリスト教協議会 議長 吉高 叶  
総幹事 大嶋果織